

確定給付企業年金の制度改善について

「日本再興戦略」改訂2015

- 平成27年6月30日に閣議決定された『「日本再興戦略」改訂2015』においては、企業が確定給付企業年金を実施しやすい環境を整備するため、確定給付企業年金の制度改善について検討することとされている。

—「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)より抜粋—

5－2. 金融・資本市場の活性化、公的・準公的資金の運用等

(3) 新たに講すべき具体的施策

i) 金融・資本市場の活性化等

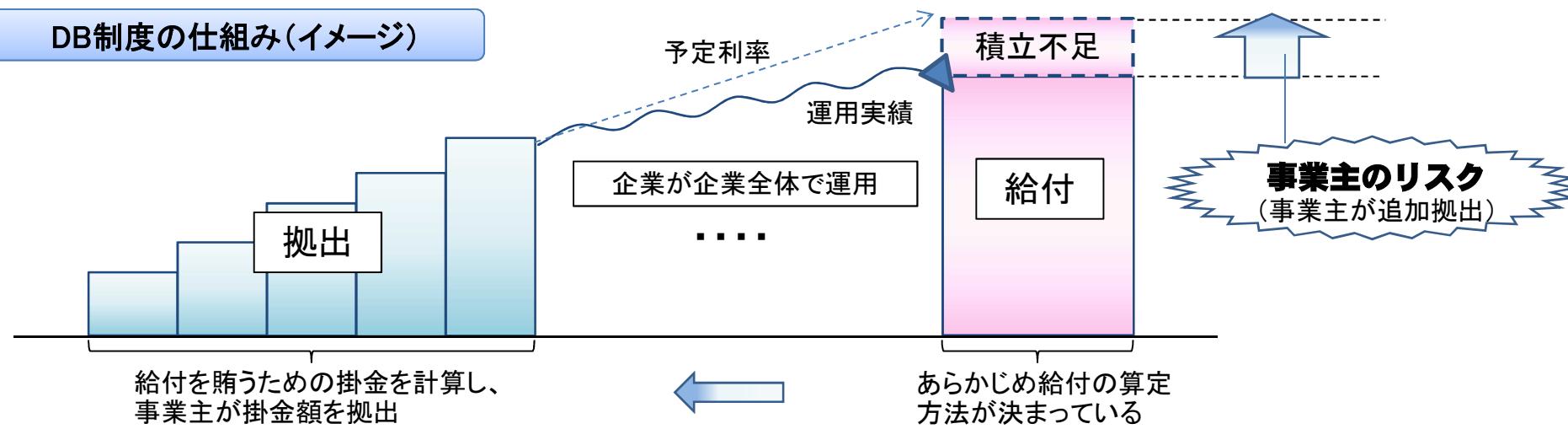
⑥ 確定給付企業年金の制度改善

企業が企業年金を実施しやすい環境を整備するため、確定給付企業年金制度について、運用リスクを事業主と加入者で柔軟に分け合うことができるようなハイブリッド型の企業年金制度の導入や、将来の景気変動を見越したより弾力的な運営を可能とする措置について検討し、本年中に結論を得る。

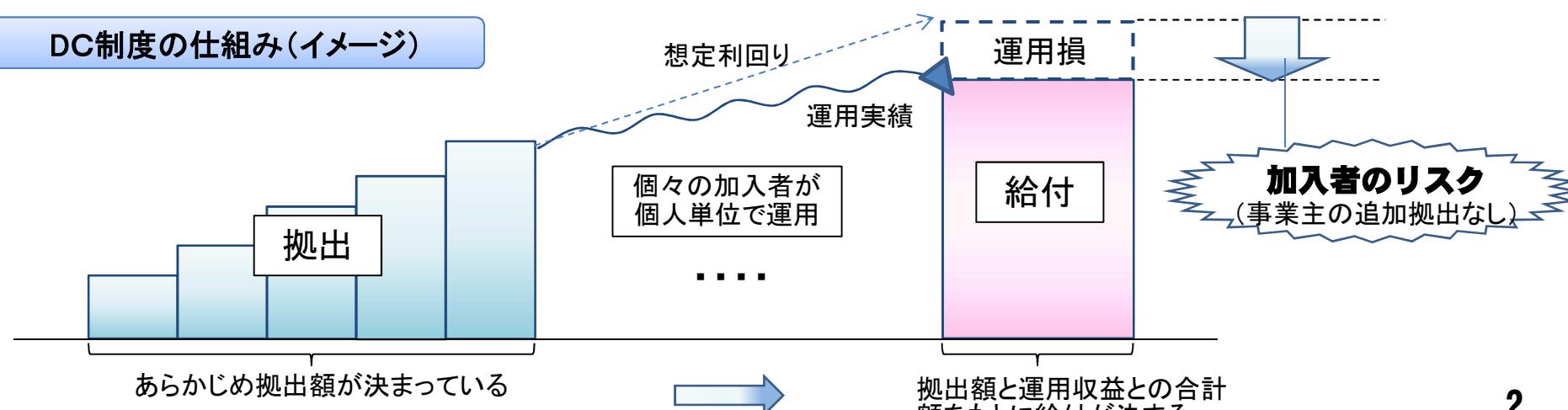
DB制度及びDC制度の基本的な仕組み

- DB制度は、あらかじめ給付の算定方法が決まっている制度であり、積立不足が発生した場合には、事業主が追加で掛金を拠出することにより、不足額を埋め合わせる必要。
- DC制度は、あらかじめ定められた拠出額とその運用収益との合計額をもとに個人別に年金給付額が決定される仕組みであり、運用が低調でも、事業主の追加拠出はない。

DB制度の仕組み(イメージ)

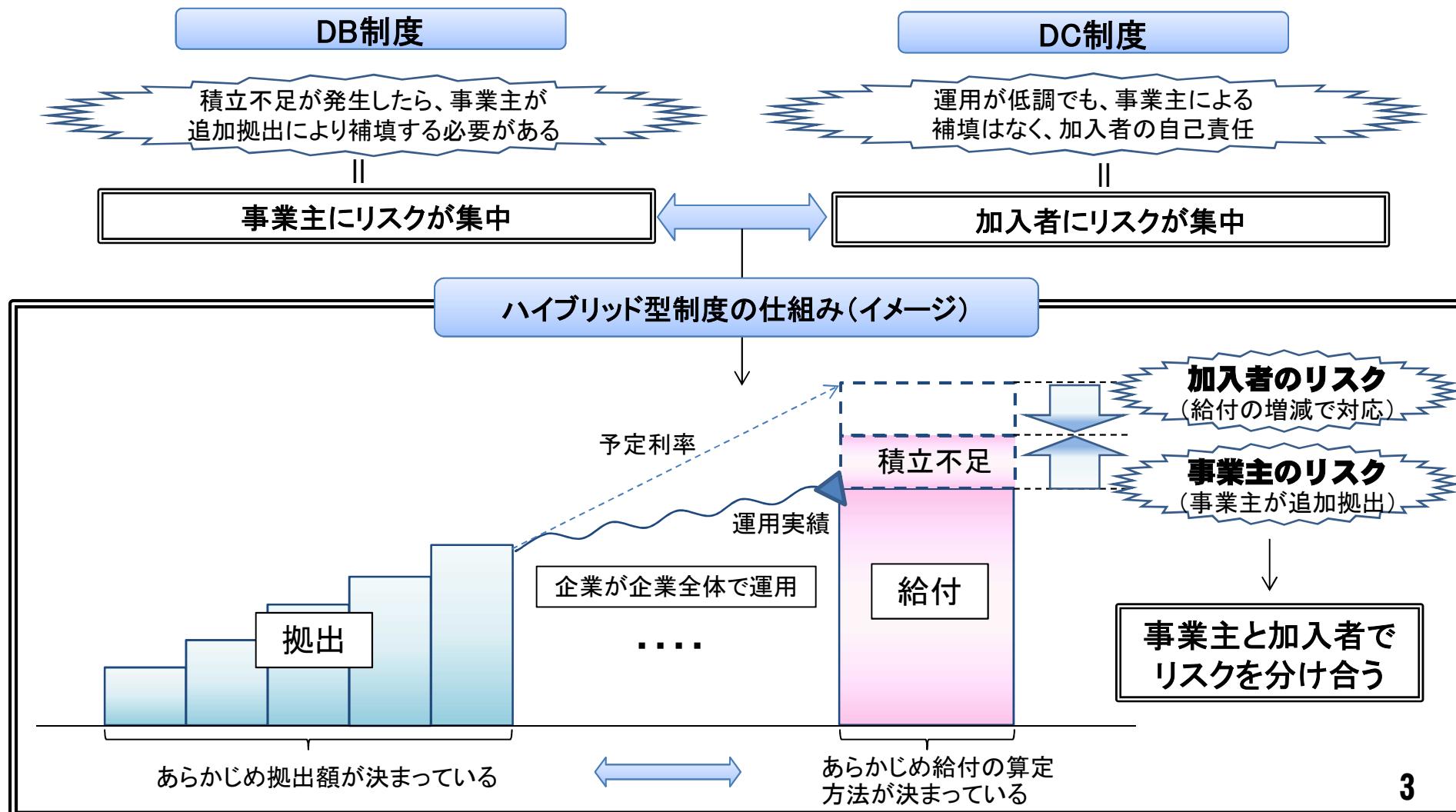


DC制度の仕組み(イメージ)



ハイブリッド型の給付設計について

- DB制度では、運用等のリスクが事業主に偏る一方、DC制度では、運用のリスクが加入者に偏ることとなり、DB・DCの二者択一では、労使のどちらかにリスクが偏る構造。
- ハイブリッド型の給付設計は、こうしたリスクの偏りをなくし、労使でリスクを柔軟に分け合うことができる仕組み。



(参考) オランダ ー集団型DC(CDC)ー

- オランダでは、確定給付制度の枠組みを維持しつつ、確定拠出制度の要素を取り入れた集団型DC (Collective Defined Contribution) 制度が普及している。

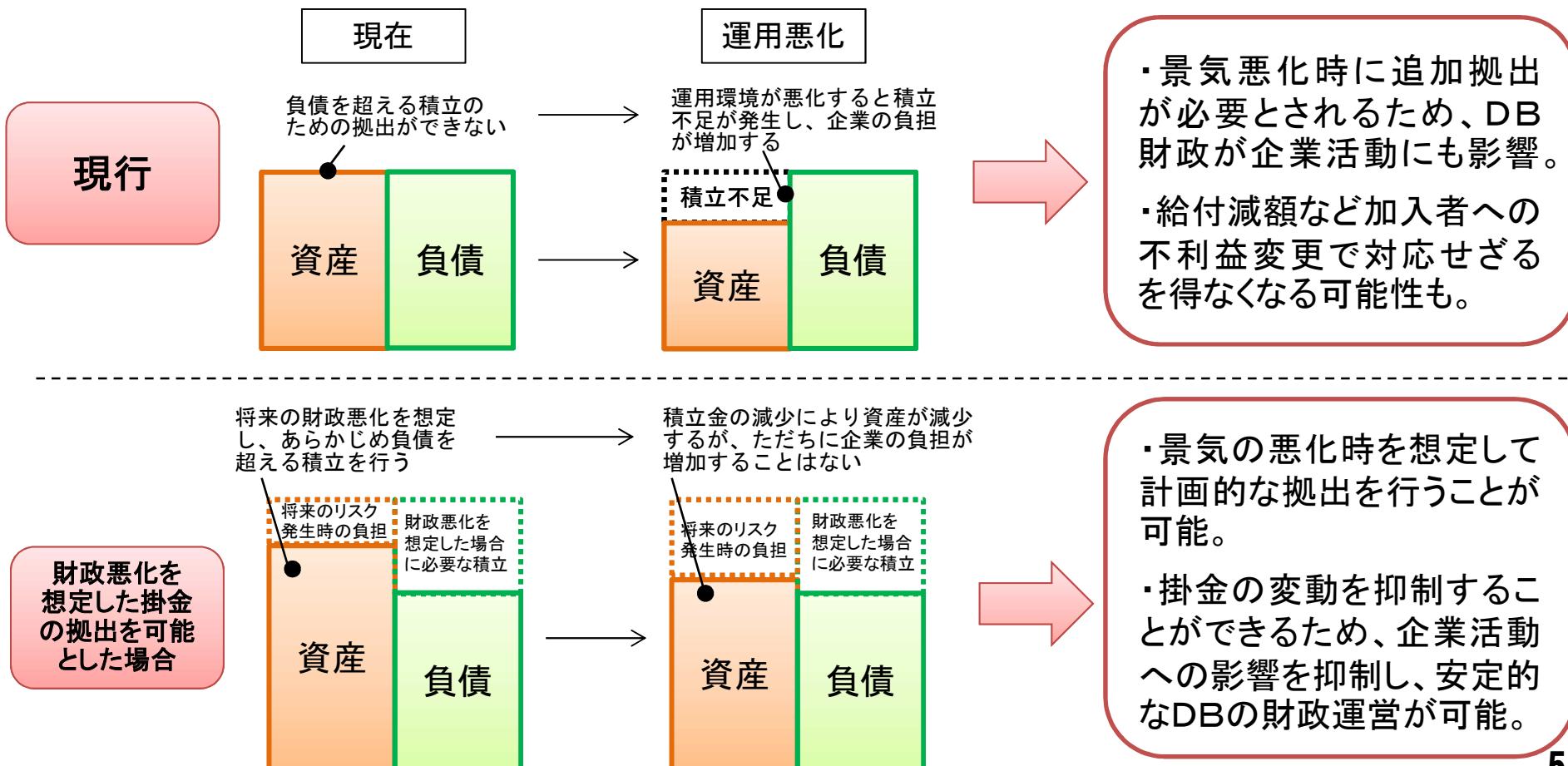
オランダにおけるCDC制度の概要

- 法令上は確定給付制度と位置付けられ、給付の算定式（例：平均給与 × 一定率（2%）× 勤続年数）が存在する。個人別のDC制度にあるような個人別勘定は持たない。
- 純粋な確定給付制度と同様の積立基準が適用され、①年金債務に対し105%以上の積立を行うことと、②資産構成等に応じた十分なリスクバッファーを持つこと（平均で年金債務の概ね25%程度）が求められる。
- 掛金水準は一定期間維持され、積立水準に応じて、受給者も含めた年金額のスライドを調整し、積立水準が一定水準以下に低下した場合には年金額を減額することも可とする仕組み。
- 掛金水準が一定期間固定されることから、企業会計上は確定拠出制度として取り扱われている。
- 近年では、運用環境の変化による積立状況の悪化から、給付の減額が実際に行われるようになっている。

弾力的な掛金拠出

- DBの掛金拠出について、現行では負債を超える拠出が認められていないため、結果として、景気が悪化し、企業業績が悪いときに追加拠出が求められることとなり、企業活動に影響が出る。
- あらかじめDBの財政悪化を想定した掛金の拠出を可能とすることで、景気変動によるDB財政の悪化が企業経営に与える影響を抑制し、安定的な財政運営を行うことが可能。

〈イメージ図〉



(参考)社会保障審議会企業年金部会における議論の整理について

- 平成27年1月16日にとりまとめられた「社会保障審議会企業年金部会における議論の整理」においては、柔軟で弹力的な給付設計（ハイブリッド型の企業年金制度）について、引き続き制度導入を視野に入れた検討をすべき、とされている。
- また、DBの弹力的な掛金拠出についてもDC法等の見直しに合わせ実施できるようにすべき、とされている。

2. 企業年金制度等の普及・拡大に向けた見直しの方向性

（2）柔軟で弹力的な給付設計

- 柔軟で弹力的な給付設計については、企業年金の選択肢を拡大し、企業年金の普及・拡大に資するものと考えられることから、諸外国の例を参考に、現場のニーズや現行制度（キャッシュバランスプラン）との違いを踏まえつつ、制度導入も視野に入れて引き続き検討すべきである。

※ DBについては、労使の判断のもと、あらかじめ約束した給付に、積立状況に応じた柔軟性を持つ給付を組み合わせる設計等が考えられる。また、DBの設計に当たっては、企業会計上の取扱いについて関係機関と調整しつつ、対応を検討する必要がある。

DCについては、投資教育を必要に応じて実施することを前提に、労使の判断のもと、資産を集団で運用する仕組みやこれにDBからの保証を組み合わせる設計等が考えられる。

（6）その他

- また、DBの拠出弾力化（あらかじめ景気変動等のリスクに備えるための事前積立に係る掛金拠出や、積立不足を解消するための柔軟な掛金拠出など）についても、恣意的な拠出とならないことに留意しつつ、遅くとも今回の制度の見直しの実施時期と合わせて実施できるよう、税務当局と調整を進めるべきである。